

横 浜 市

いずみ中央駅・立場駅周辺地区

バリアフリー基本構想

目 次

I	バリアフリー基本構想の策定にあたって	1
I-1	基本構想策定の背景と目的	1
I-2	基本構想の位置づけ	2
I-3	バリアフリー法について	3
	1. 市町村による基本構想の作成	3
	2. 基本構想に基づく事業の実施	4
I-4	対象者の特性と配慮すべき事項	5
I-5	バリアフリー基本構想の検討体制	9
	1. 検討体制	9
	2. 地区部会の参加団体	10
	3. バリアフリー基本構想検討の流れ	11
II	いずみ中央駅・立場駅周辺地区の概況	13
II-1	位置及び特性	13
II-2	人口	14
	1. 人口の推移と高齢化率の状況	14
	2. 障害者数の推移	15
II-3	公共交通	16
	1. 鉄道	16
	2. バス	19
II-4	施設の分布状況	19
III	重点整備地区の設定	23
	1 生活関連施設の選定	23
	2 生活関連経路の設定	23
	3 重点整備地区の範囲設定	23

IV 重点整備地区におけるバリアフリーに関する課題	29
1. 鉄道駅等のバリアフリーに関する課題	29
2. 道路等のバリアフリーに関する課題	29
3. 交通安全施設等のバリアフリーに関する課題.....	29
4. 建築物（生活関連施設）のバリアフリーに関する課題	29
V いずみ中央駅・立場駅周辺地区のバリアフリー化のための事業	31
V-1 事業の基本的な考え方.....	31
1. 鉄道駅等のバリアフリー化.....	31
2. 道路等のバリアフリー化.....	32
3. 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化.....	34
V-2 特定事業.....	35
1. 公共交通特定事業	39
2. 道路特定事業	42
3. 交通安全特定事業	46
4. 建築物特定事業	47
V-3 その他配慮を要する事項.....	50
1. その他検討を要する経路について	50
2. 建築物のバリアフリー.....	50
VI 基本構想策定後の事業推進にあたって	51
1. 特定事業の実施について.....	51
2. 事業の進捗管理及び事業の評価について.....	51
3. 進捗状況及び事業内容の広報について	51
4. 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直しについて...	52

資料編

1. まちあるき点検ワークショップ
2. バリアフリーに関する情報募集
3. バリアフリーに対する意見のまとめ

I バリアフリー基本構想の策定にあたって

I-1 基本構想策定の背景と目的

横浜市では、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意志で自由に行動でき、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めるために、平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定し、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、様々な取り組みを進めてきた。

また、平成12年5月に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」により駅等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間のバリアフリー化が推進され、一方で平成6年6月に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」により不特定多数の人々が利用する一定規模以上の建築物のバリアフリー化が義務づけられてきたところであるが、より一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が平成18年6月に制定された。

さらに、本市においては、平成22年度から平成25年度までを計画期間とした「横浜市中期4か年計画」が、「横浜市の都市像（市民力と創造力による新しい『横浜市らしさ』を生み出す都市）」の実現に向けた政策や工程を具体化する計画として、平成22年12月に策定された。この計画においても、まちのバリアフリー化を推進することが掲げられている。

これらの背景のもと、これまで横浜市では、12地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウンセンター、星川駅、本郷台駅、大口駅・子安駅、二俣川駅の各駅周辺地区）を対象に基本構想を策定してきた。横浜市では、当面、市内18区に各1地区ずつ基本構想を定めることを目標として基本構想の検討を進めている。

以上のことを踏まえ、泉区の中心的地域として公共施設、文化施設、福祉施設、商業施設などの不特定多数の人が利用する施設が集積しているいずみ中央駅・立場駅周辺地区を対象として、「バリアフリー基本構想」を策定する。

I-2 基本構想の位置づけ

本基本構想は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「横浜市福祉のまちづくり条例」といった、関連する法令や条例と整合を図った構想とする。

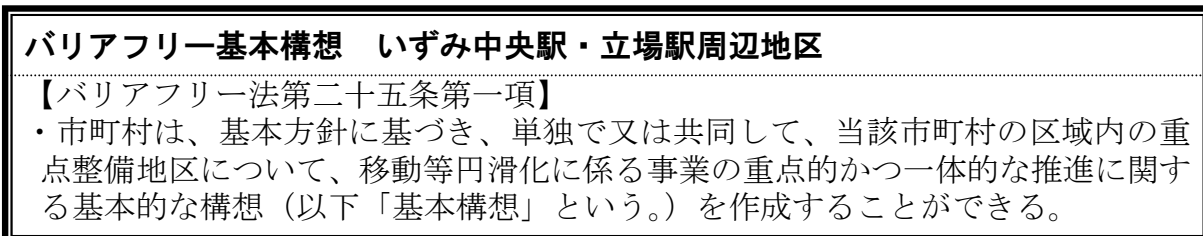
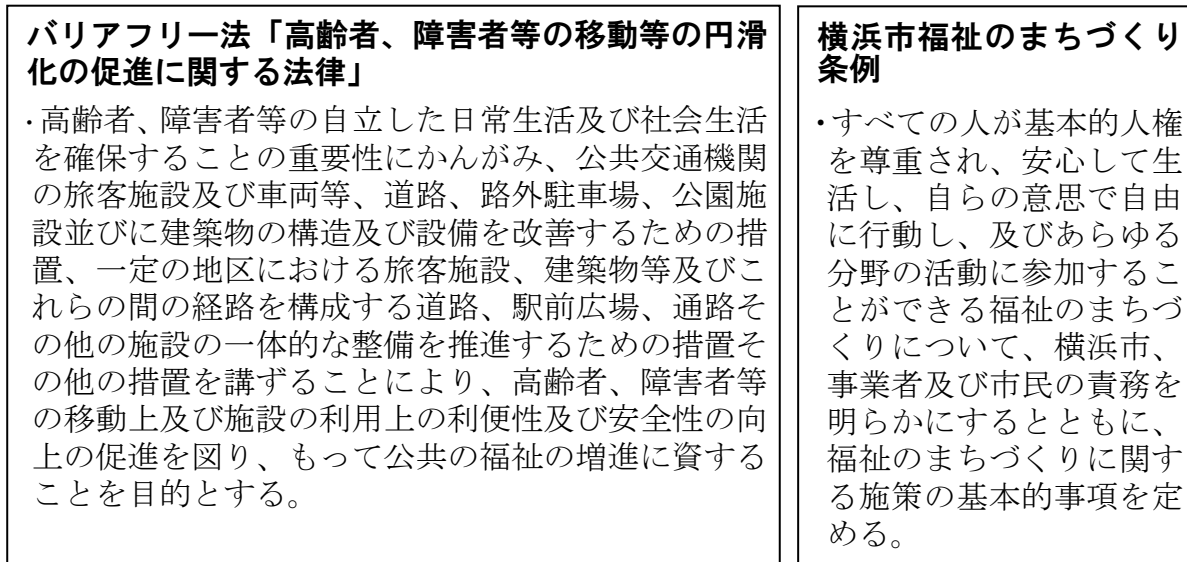


図 1-1 基本構想の位置づけ

I-3 バリアフリー法について

1. 市町村による基本構想の作成

バリアフリー法では、市町村は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。基本構想の対象等は、以下の通りである。

○ 対象者

高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、すべての障害者）、妊婦、けが人など

○ バリアフリー化を推進する地区

駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区

○ バリアフリー化を推進する施設

公共交通機関（鉄道、バス、福祉タクシー等の旅客施設及び車両）、特定の建築物、道路、路外駐車場、都市公園

※新しく建設・導入する場合に適合義務があります。既存の施設等については、基準に適合するように努力義務が課されます。

※用語の定義

『重点整備地区』

地区全体の面積がおおむね400ha未滿の地区であって、生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区を「重点整備地区」とする。

重点整備地区の境界は、できる限り町境、字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示する。

『生活関連施設』

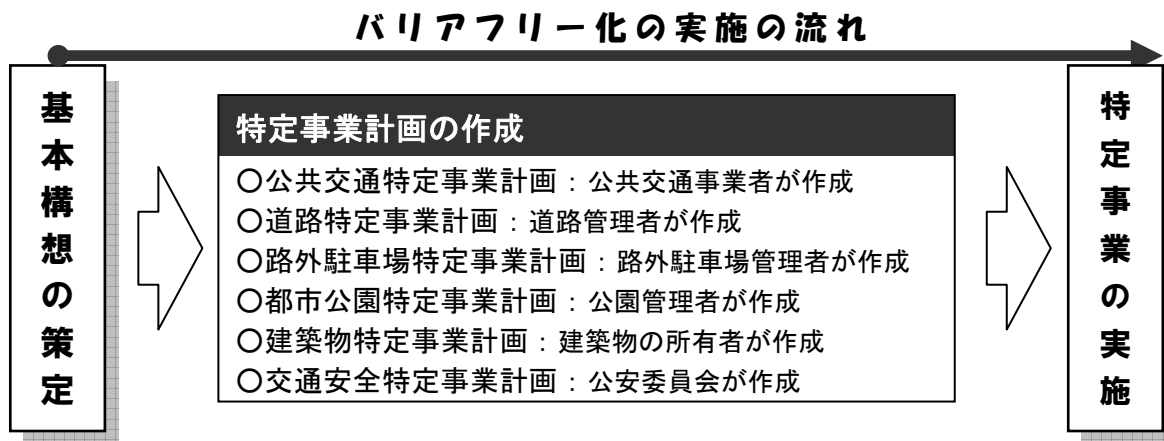
高齢者、障害者等が日常生活または社会生活においてよく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設を「生活関連施設」とする。

『生活関連経路』

生活関連施設相互間の経路を「生活関連経路」とする。

2. 基本構想に基づく事業の実施

策定された基本構想に基づき、関係する事業者・建築主などの施設設置管理者及び県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、事業を実施する。



◆ “バリアフリー化” とは何をするのか

施設や経路(道)を、だれもが困難や不便をなるべく感じずに利用できるように、対策を考えていきます。

例えば・・・

歩道の平坦性の確保、勾配の改善

視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設

階段（段差）部分へのスロープまたはエレベーターの設置（段差の解消）

よく利用する施設への案内・サインの充実

トイレやエレベーター、エスカレーター、施設などの位置等を知らせる音声・音響案内の充実

マナーの向上をよびかける広報、啓発活動の推進

など

I-4 対象者の特性と配慮すべき事項

バリアフリー法では、高齢者や障害者等の身体機能面で日常生活や社会生活に制限を受ける人を対象とし、具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者などの身体障害者のほか、知的障害者、精神障害者、発達障害者、妊産婦やけが人を対象としている。

横浜市では、生活するすべての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、さまざまな活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現という「横浜市福祉のまちづくり条例」の目的を踏まえ、高齢者や障害者だけでなく、子ども、外国人、子ども連れ（乳幼児連れやベビーカー使用など）の人など、移動の制約がある人にも配慮し、横浜市で生活するすべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を目指して、基本構想を策定する。

それら移動制約者に配慮すべき代表的な事項を表 1-1 に示す。バリアフリー化の整備等において、各事業者は、ここに示した事項を理解した上で取り組むとともに、多様な利用者のニーズの把握にも努める必要がある。

表 1-1 対象者の特性と配慮すべき主な事項

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
車いす使用者	<ul style="list-style-type: none">・車いすを操作するための道路幅や回転スペースを確保するよう配慮する。・路面や床面に段差があると乗り越えることができない場合もあるため、不要な段差は設けないよう配慮する。・路面や床面は、移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに配慮する。・傾斜路を設ける場合は、勾配や長さに配慮する。・扉を押したり、手前に引いたりする行為は難しい場合があるため、扉の形状に配慮する。・車いすで移動するので目線が低く、手の届く範囲に限られる場合があるため、設備機器類や案内サイン等などの高さに配慮する。・カウンターや柵など、手の届く範囲や膝が入る下部スペースなどにも留意する。・車いすから便座への移乗など乗り移りの行為には、体を支えるための手すりや乗り移る側の設備の高さ、介助スペースなどに配慮する。・電動三輪・四輪車いすは、他の車いすに比べ通路幅や回転スペースが大きいので留意する。

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 ・わずかな段の乗り越えが困難な場合があるととも、つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 ・体の安定を保ちにくいので、段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げを小さくし踏面は広くする必要がある。 ・ベンチなど休憩できる場所を設けるよう留意する。 ・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 ・足腰等が弱くなり階段の昇降などが困難であるため、階段等への手すりの設置に配慮する。 ・動作がゆっくりになり長距離の歩行に困難が生じるため、ベンチなど休憩できる場所の設置に配慮する。 ・シルバーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。 ・情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等に即応できないため、安全に配慮する。 ・新しい機器類への順応性が低くなるため、情報提供機器類の操作を単純にし、音声と視覚による案内ができるよう配慮する。 ・サイン等では、文字の大きさやコントラストに配慮する。 ・視認性に配慮した照明計画が必要である。
補助犬使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬を使用して移動するため、床面は平坦な仕上げとし、補助犬の休憩スペース等にも配慮する。
子ども連れ (乳幼児連れや ベビーカー使用 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。 ・おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどが必要となる。 ・乳幼児をかかえて移動する場合など、休憩や授乳できる場所を設けるよう配慮する。
一時的な移動制 約者 (妊産婦やけが 人など)	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の昇降などが困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮する。 ・妊婦は足元が見えない、前かがみの姿勢などが難しいなどの動作困難があることに配慮する。 ・松葉杖使用者は幅の狭いところでは歩行が困難であり、一定のスペースが必要である。また、杖の先が滑ると危険であるため、路面の仕上げに留意する。

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚に代わる他の感覚により、施設の方向や位置、自らの安全を確認するため、視覚障害者誘導用ブロックや音響・音声案内、人による案内などに配慮する。 ・白杖と靴底の感覚によって移動するため、路面や床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物などはほとんど把握できない場合があるので、階段裏へのもぐり込み、突出看板などの高さや構造に配慮する。 ・杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 ・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。 ・日常生活の中でほとんどを占める視覚による情報の入手が困難なため、点字や音声などによる情報提供に留意する。 ・弱視者は、人により視覚機能の水準が異なるため、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに配慮する。
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者は、通常、外見から分かりづらいため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。 ・視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせ連続的に整備するよう配慮する。 ・緊急時等では、視覚によるほか振動などにより伝達できるよう配慮する。 ・視覚による設備機器類の設置に合わせ、情報伝達をより正確に行えるよう、筆談や手話等のコミュニケーション手段の活用を配慮する。
知的障害者・発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・言語による意思伝達の不足を補う手段として視覚的な手段（絵、文字、写真、実物の提示、動作で示す等）に配慮する。 ・機器などはわかりやすく操作しやすいものとする。 ・受付・案内などでは人的なサポートも配慮する。 ・コミュニケーションに際しては、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく説明することが必要である。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・低い位置からの視認性や操作性への配慮が必要である。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達上の配慮が必要である。特にサイン等では外国語標記が必要となる。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
上肢障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢や手先などに障害がある場合、手の届く範囲は狭くなり、ものをつかんだり、細かい操作が困難になったりするので、ものの大きさや操作方法への配慮が必要である。 ・少ない力で開閉が可能になる軽いドアなど開閉操作のしやすさに留意する。 ・水栓金具やドアノブなどは握らなくてもすむようにレバー式または棒状の把手にするなど形状に留意する。 ・棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意する。 ・スイッチ類は押しやすいような大きさや形状などに留意する。
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・リラックスできる環境づくりに配慮する。 ・休憩できる場所を設けるよう配慮する。
内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・内臓機能の障害のために、長距離の歩行に困難が生じるので、休憩できる場所や階段等への手すりの設置に配慮する。 ・腹部に人工的に排泄のための孔（ストーマ）を造設した人（オストメイト）には、便や尿などを溜めておくためのパウチの取替え・洗浄の場所が必要である。 ・ペースメーカー使用者では強い電磁波による誤動作の心配がある。

【参考文献】

- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（横浜市福祉局、平成 10 年 3 月）
- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル—改訂（横浜市福祉局、平成 17 年 3 月）
- ・神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック（神奈川県福祉部、平成 14 年 3 月）
- ・公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン
（財団法人運輸経済研究センター、平成 6 年 3 月）
- ・交通バリアフリー介助マニュアル（交通エコロジー・モビリティ財団、平成 13 年 3 月）
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省、平成 19 年 7 月）
- ・高齢者の住まいと交通〔復刻版〕（東京都立大学都市研究所、平成 13 年 10 月）

I-5 バリアフリー基本構想の検討体制

1. 検討体制

基本構想策定に際しては、高齢者・障害者等の移動や施設利用の実態を踏まえ、そのニーズに的確に対応した構想を作成することが求められる。また、バリアフリー化のための事業の実施主体となる公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などの協力が必要となる。

これらを踏まえ、横浜市では、以下に示す体制で基本構想に係る事項の検討を行う。

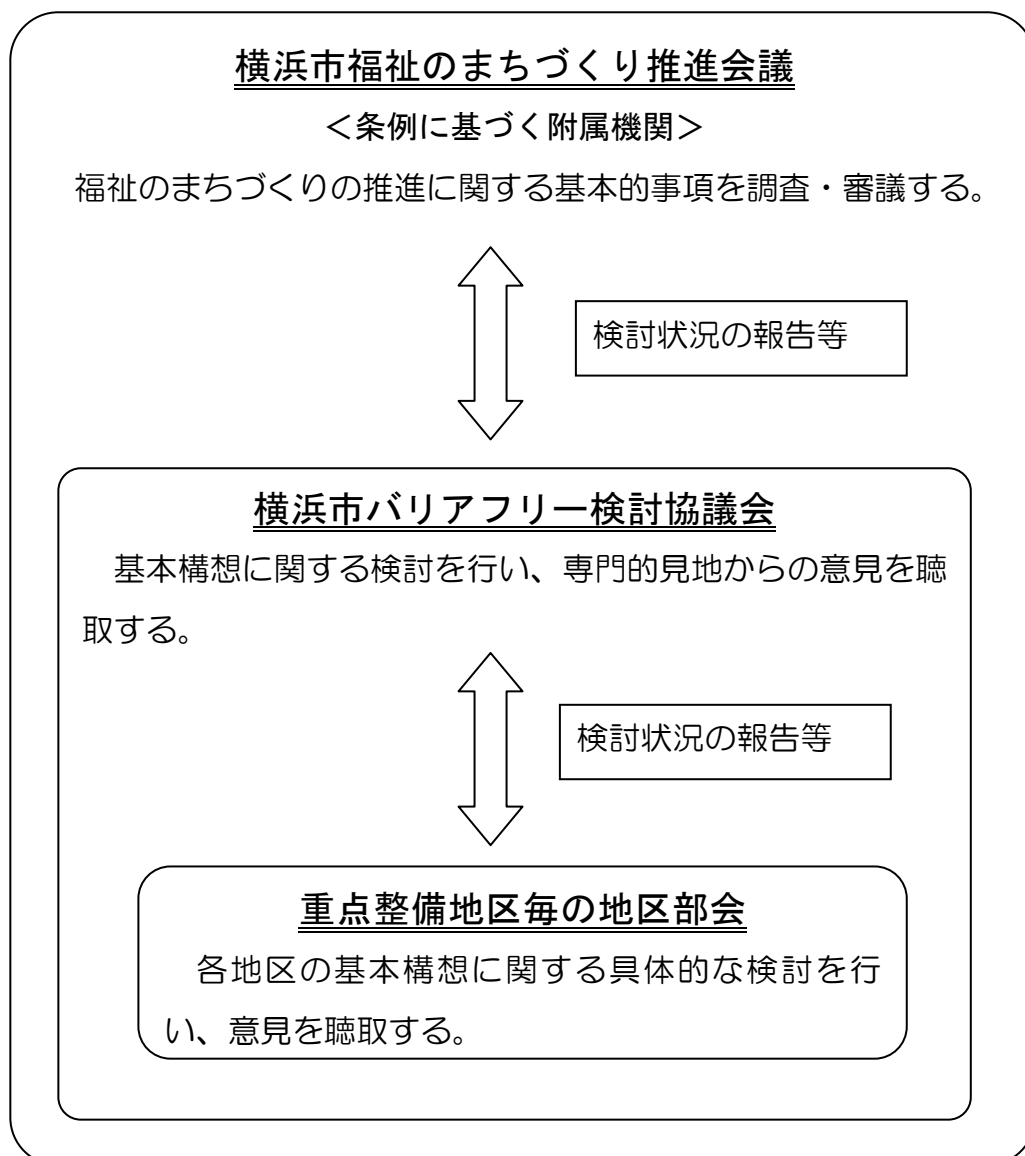
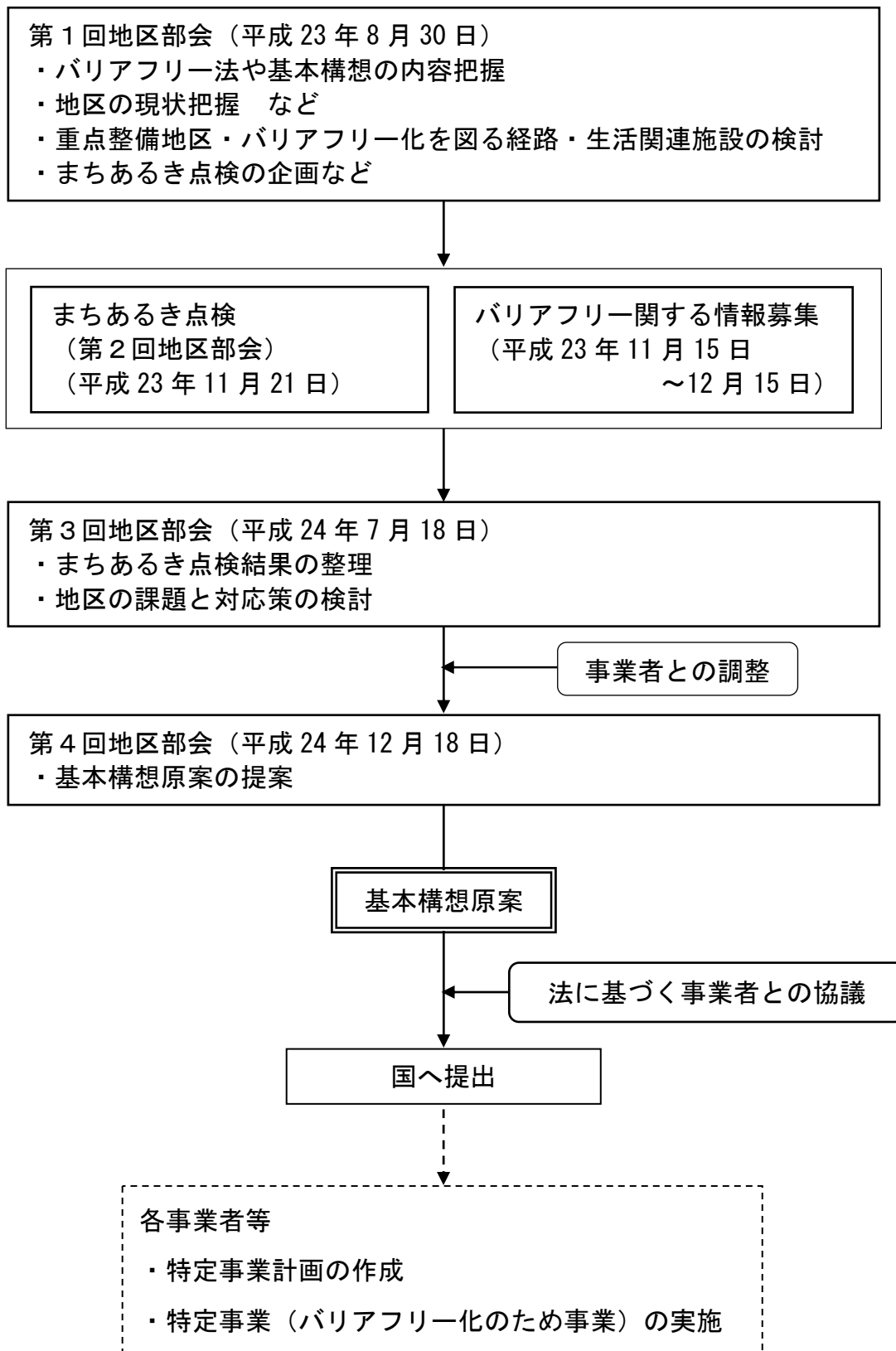


図 1-2 横浜市における基本構想の検討体制

2. 地区部会の参加団体

- ・ 神奈川大学
- ・ 泉区社会福祉協議会
- ・ 横浜市いずみ中央地域ケアプラザ
- ・ 泉区地域子育て支援拠点 すきっぷ
- ・ 泉区視覚障害者福祉協会
- ・ 泉区聴力障害者福祉協会
- ・ NPO 法人中途障害者地域活動センター 元気かい泉
- ・ 泉地域活動ホームかがやき
- ・ 泉区老人クラブ連合会
- ・ 中田連合自治会
- ・ 和泉中央連合自治会
- ・ 泉区商店街連合会
- ・ 相模鉄道株式会社
- ・ 横浜市交通局
- ・ 神奈川中央交通株式会社
- ・ 神奈川県泉警察署
- ・ 道路局道路部
- ・ 泉土木事務所
- ・ 健康福祉局地域福祉保健部
- ・ 泉区福祉保健センター
- ・ 泉区総務部
- ・ 道路局計画調整部

3. バリアフリー基本構想検討の流れ



II いずみ中央駅・立場駅周辺地区の概況

II-1 位置及び特性

いずみ中央駅・立場駅周辺地区は、横浜市の南西部、泉区のほぼ中央に位置している。当該地区には相模鉄道いずみ野線のいずみ中央駅と横浜市営地下鉄ブルーラインの立場駅の2路線2駅がある。いずみ中央駅周辺は泉区総合庁舎をはじめとした公的施設が集積し、また、立場駅周辺は商業施設などが集積する地域である。



図 2-1 泉区の位置

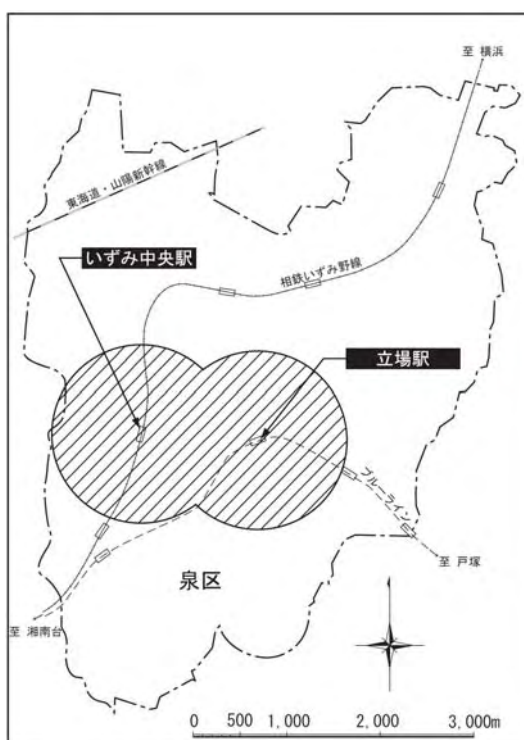


図 2-2 いずみ中央駅・立場駅周辺地区の位置

Ⅱ-2 人口

1. 人口の推移と高齢化率の状況

いずみ中央駅・立場駅周辺地区※の人口は、平成22年3月31日現在90,500人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は21,437人、高齢化率は23.7%である。人口は、年々微増しているもののほぼ横ばいであるが、高齢化率は平成18年の20.5%から3.2ポイントも上昇しており、駅周辺地区の高齢化が顕著となってきている。

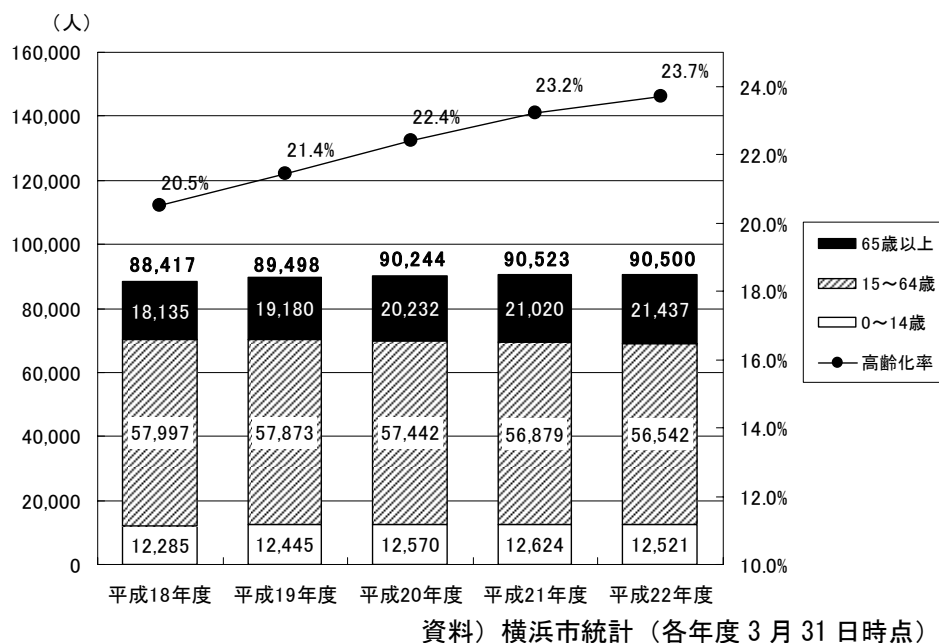


図2-3 駅周辺地区の人口推移

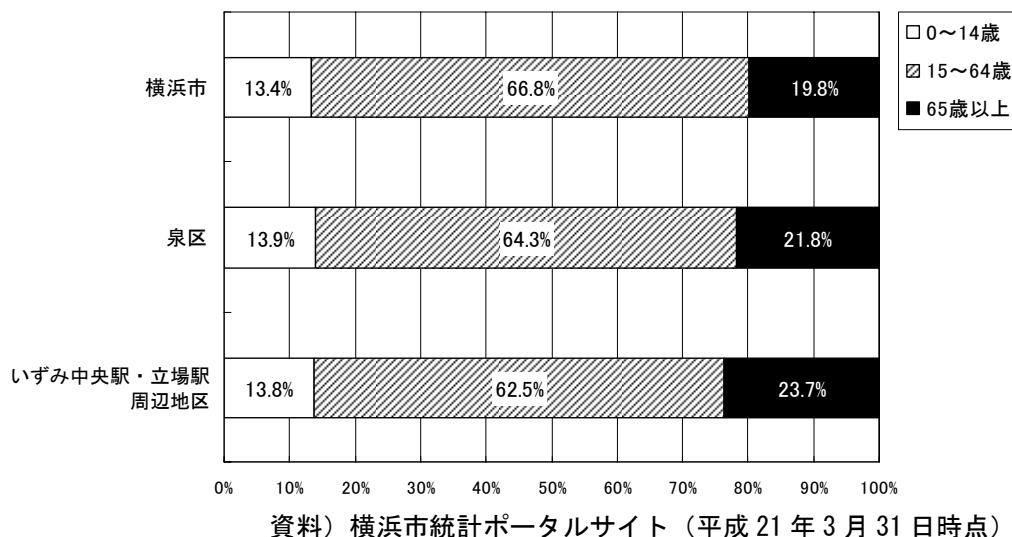


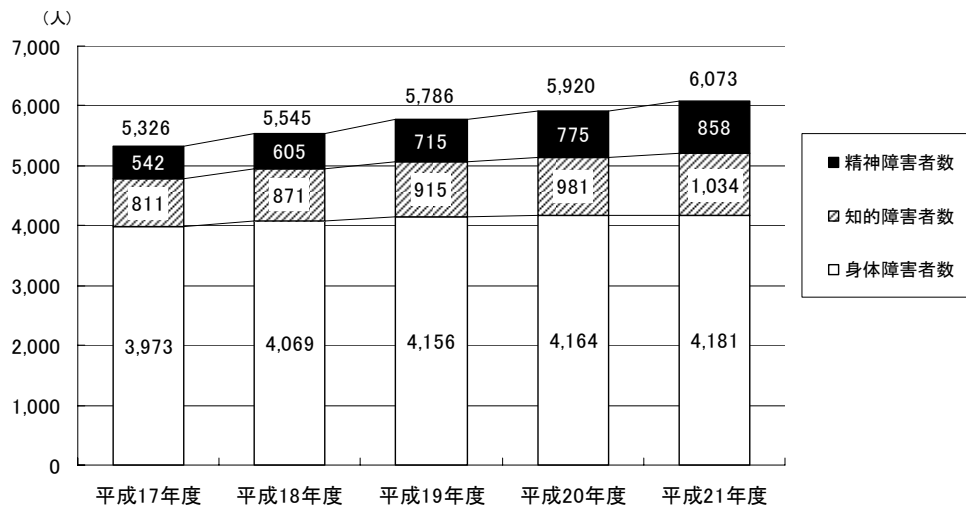
図2-4 年齢別人口構成比

※ いずみ中央駅・立場駅周辺地区とは、各駅（いずみ中央駅、立場駅）から概ね1kmの範囲とし、地区の人口はその範囲に含まれる上飯田町、下飯田町、和泉町、中田町、中田東三丁目、中田東四丁目、中田北一丁目、中田北二丁目、中田三丁目、中田南三丁目、中田南四丁目、中田西一丁目、中田西二丁目、中田西三丁目の人口合計値とする。

2. 障害者数の推移

泉区の障害者数は年々微増しており、平成21年度末時点では身体障害者が4,181人、知的障害者が1,034人、精神障害者が858人である。

なお、身体障害者数については「身体障害者手帳」交付状況、知的障害者数については「愛の手帳」交付状況、精神障害者数については「精神保健福祉手帳」交付状況からそれぞれ人数を算出している。



※数値は障害者手帳の交付状況による。

資料) 横浜市統計 (各年度3月31日時点)

図 2-5 泉区障害者数の推移

II-3 公共交通

1. 鉄道

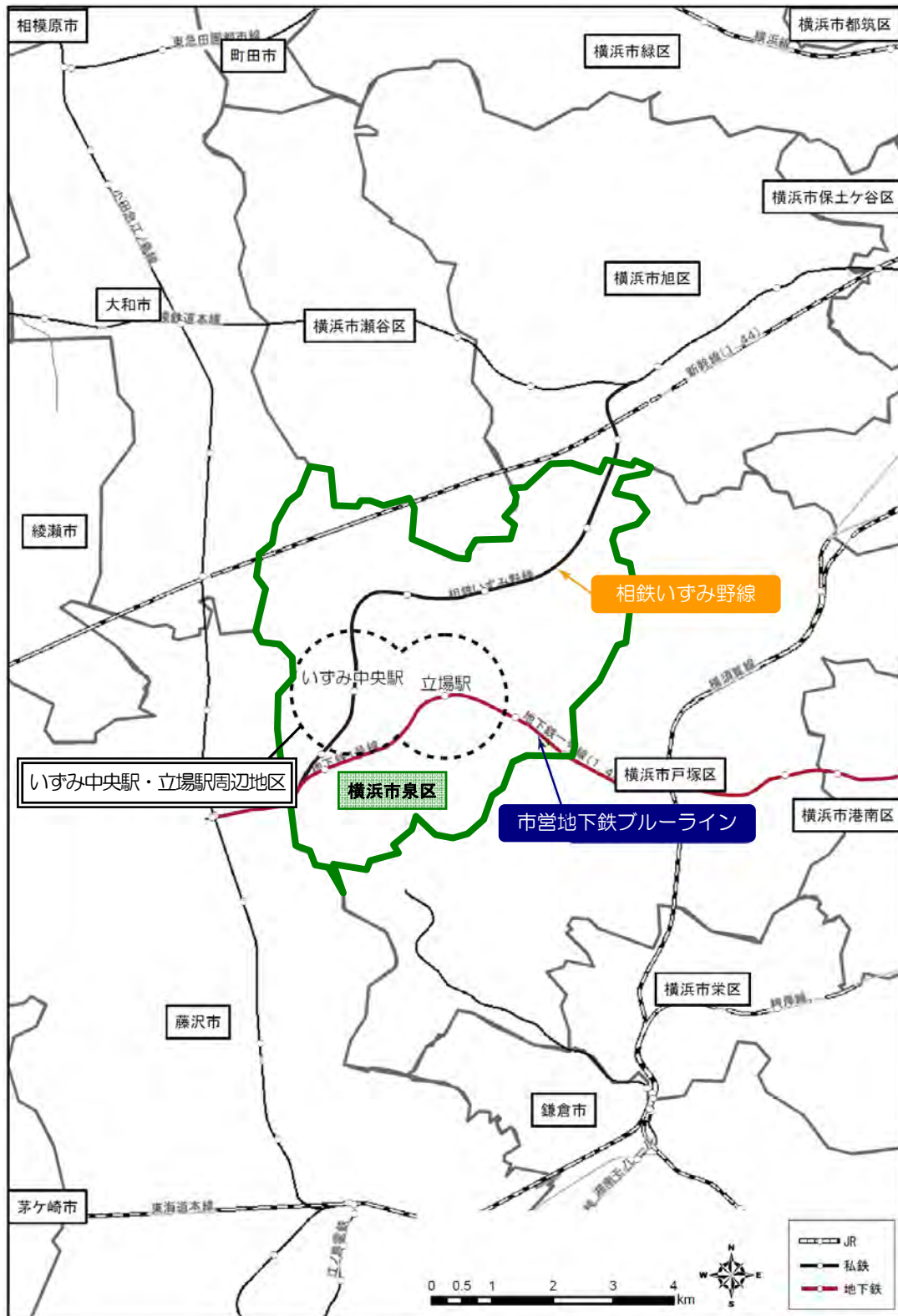
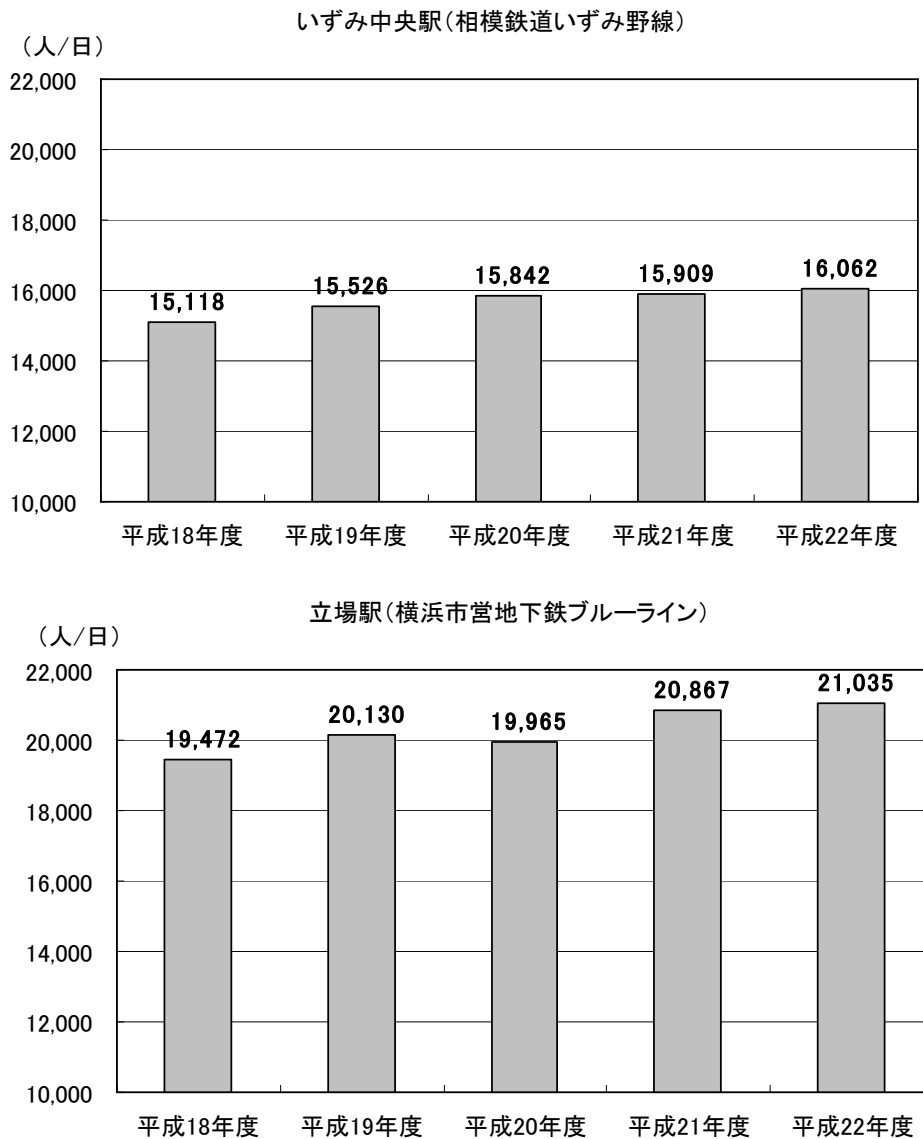


图 2-6 泉区周辺路線図

いずみ中央駅・立場駅周辺地区の2駅の一日平均乗降客数は、「いずみ中央駅」が16,062人/日（平成22年度）、「立場駅」が21,035人/日（平成22年度）となっている。平成18年度からの一日平均乗降客数の推移を見ると、「いずみ中央駅」で15,118人/日から6.2%増加、「立場駅」で19,472人/日から8.0%増加となっている。



資料) 横浜市統計ポータルサイト

図 2-7 いずみ中央駅・立場駅の一日平均乗降客数の推移

【いずみ中央駅】

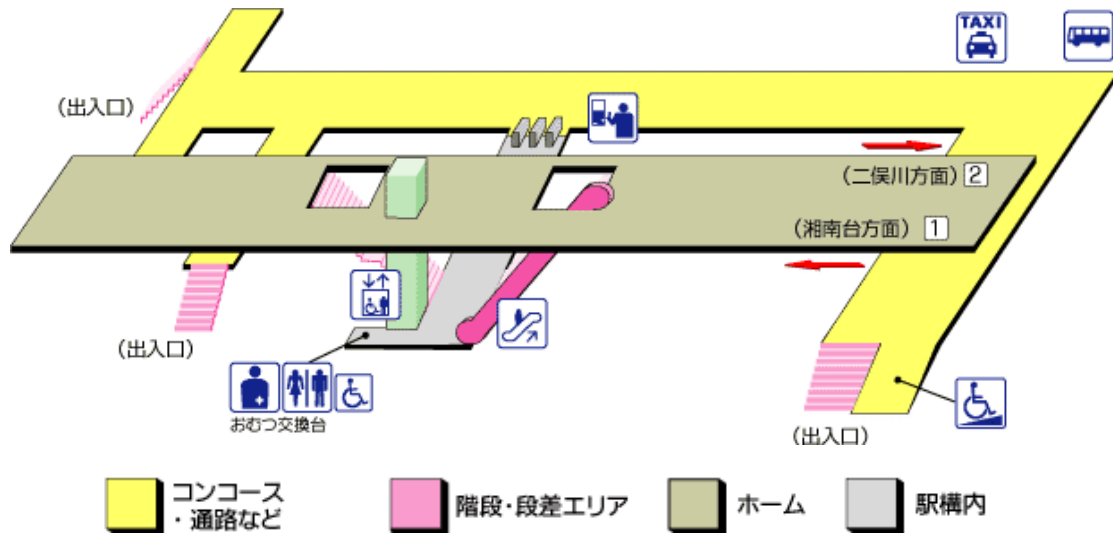


図 2-8 いずみ中央駅のバリアフリー状況（相模鉄道いずみ野線）

【立場駅】

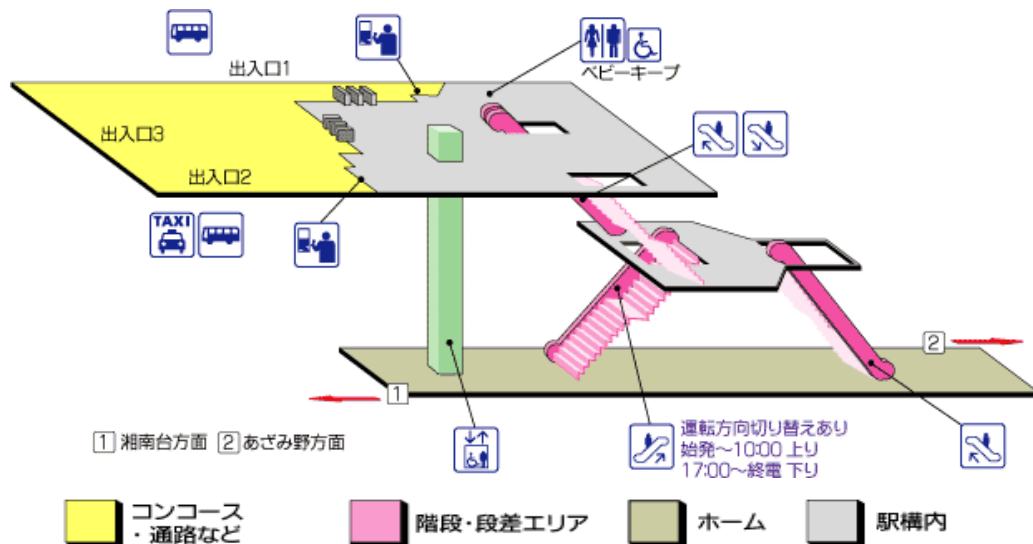


図 2-9 立場駅のバリアフリー状況（横浜市営地下鉄ブルーライン）

マーク説明

	駅事務室		駅サービスコーナー		きっぷうりば
	エレベーター		エスカレーター 矢印で上り下りを表示		休憩スペース
	お手洗い		オストメイト対応 (簡易式)		車イス対応施設
	車いすスロープ		公衆電話		コインロッカー
	バスのりば		タクシーのりば		AED(自動体外式除細動器)

出典) ヨコハマ・ふくまち.net

2. バス

いずみ中央駅・立場駅周辺地区の路線バスは、主に神奈川中央交通のバスが運行され、その多くの系統が「立場ターミナル」を起終点としている。

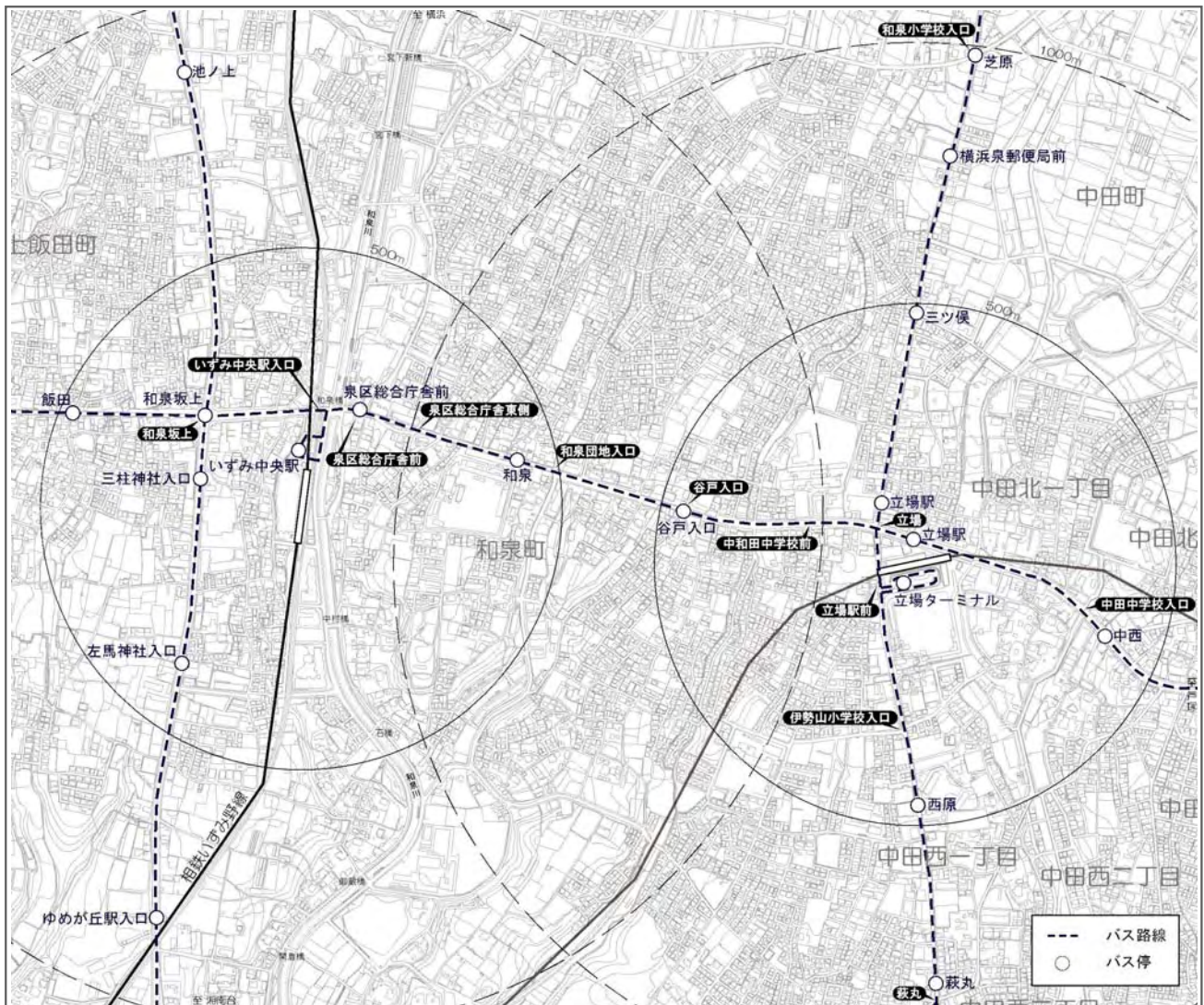


図 2-10 いずみ中央駅・立場駅周辺のバス路線網図

II-4 施設の分布状況

いずみ中央駅及び立場駅から概ね半径 1km の範囲にある主な施設を、表 2-1 および図 2-11 に示す。なお、表 2-1 の施設番号は図 2-11 内の番号に一致する。

いずみ中央駅周辺には区役所をはじめとした公的施設が集積しており、立場駅周辺には商業施設や福祉施設などが多く集積している。

表 2-1 いずみ中央駅・立場駅周辺の主な施設

種別	施設名称	駅からの直線距離 (「-」：1kmより遠い)		施設数
		いずみ中央駅から	立場駅から	
旅客施設 ・ 駅前広場	(1) 立場駅 (2) いずみ中央駅 (3) 立場駅前広場 (4) いずみ中央駅前広場	— 0m — 0m	0m — 0m —	4
官公庁等 行政施設	(5) 泉区総合庁舎 (6) 水道局戸塚・泉地域サービスセンター	300m 500m	— —	2
文化施設	(7) 立場地区センター (8) 泉公会堂 (9) 泉区民文化センターテアトルフォンテ (10) 泉中央テニスガーデン	— 400m 0m/駅隣接 800m	300m — — —	4
福祉施設	(11) いずみ中央地域ケアプラザ (12) 上飯田地域ケアプラザ (13) 泉地域活動ホームかがやき (14) 元気かい泉 (15) 横浜市泉区社会福祉協議会(泉ふれあいホーム) (16) はたらき本舗 (17) 共働舎 (18) のぞみ就労移行支援事業所 (19) 横浜市松風学園 (20) 泉区地域子育て支援拠点すきっぷ	200m 900m — 700 0m/駅直結 — — — 800m 0m/駅隣接	— — 800m 500m — 200m 300m 200m — —	10
医療施設	(21) 横浜市南西部夜間急病センター(泉区休日急患診療所) (22) 戸塚共立リハビリテーション病院 (23) 医療法人社団昌和会いずみ中央病院	— — 200m	300m 900m —	3
商業施設	(24) イトーヨーカ堂立場店(立場駅前ビル) (25) ヨークマート立場店(立場ショッピングセンター) (26) いずみ中央ショッピングプラザ「相鉄ライフ」 (27) ヤマダ電機いずみ中央店(生駒ビル)	— — 0m/駅直結 800m	0m/駅隣接 200m — —	4
郵便局	(28) 泉郵便局 (29) 中和田郵便局 (30) 中田郵便局 (31) 横浜上飯田郵便局	— 500 — 1,000m	800m 800m 700m —	4
銀行 ・ 信用金庫	(32) 横浜銀行和泉支店 (33) 横浜信用金庫和泉支店 (34) 横浜信用金庫いずみ中央支店	— — 0m/駅隣接	100m 100m —	3
農協	(35) JA 横浜みなみ総合センター (36) みなみ地区営農経済センター (37) メルカートみなみ (38) JA 横浜和泉支店 (39) JA 横浜飯田支店 (40) ファーマーズマーケット「ハマッ子」	— — — 200m 800m 1,000m	300m 400m 300m — — —	6
保育施設	(41) 中田保育園 (42) もも保育園 (43) 立場エンゼル保育園 (44) そうてつ保育園 GENKIDS いずみ中央 (45) にじいろ保育園いずみ中央	— — — 200m 200m	1,000m 800m 500m — —	5
公園	(46) 中田中央公園	—	550m	1

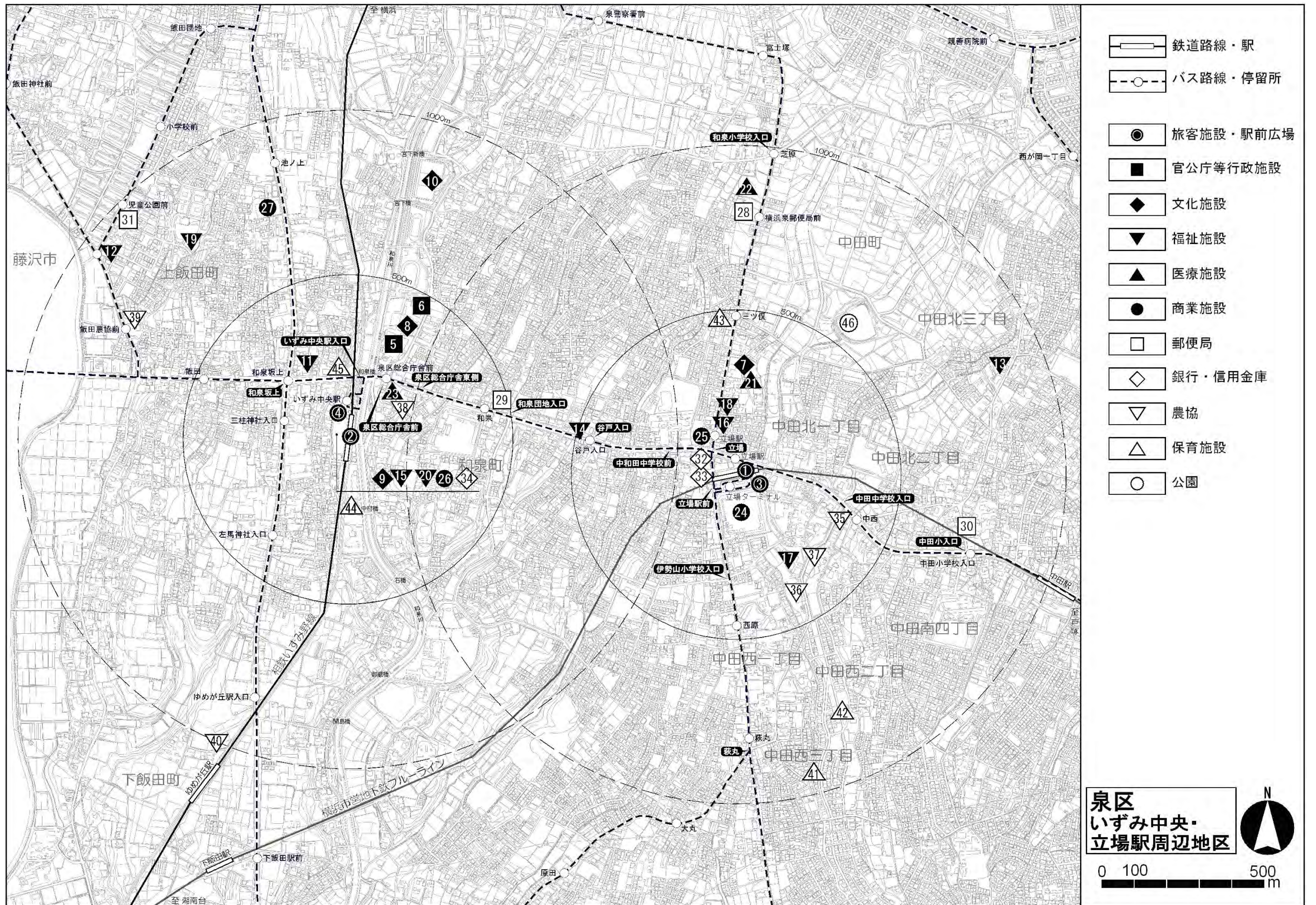


図 2-11 施設分布状況

Ⅲ 重点整備地区の設定

1. 生活関連施設の選定

バリアフリー法では、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活においてよく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設を「生活関連施設」と定義している。

これに基づき本基本構想では、主として以下に示す条件により、表 3-1 のとおり生活関連施設として選定する。

- ① 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること。
- ② その施設へ至る手段が、主にいずみ中央駅または立場駅からの徒歩であること。

2. 生活関連経路の設定

バリアフリー法では、生活関連施設相互間の経路を「生活関連経路」と定義している。

これに基づき本基本構想では、駅と生活関連施設を結ぶ経路について、地区内の歩行者の主要な動線、現状の歩道の状況などを参考に、特にバリアフリー化する必要性が高い経路を生活関連経路として設定する。

3. 重点整備地区の範囲設定

バリアフリー法では、重点整備地区を以下を満たすものとしている。

- ・ 地区全体の面積がおおむね 400ha 未満の地区
- ・ 生活関連施設が 3 以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区
- ・ 重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内的の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

これに基づき本基本構想の重点整備地区を設定する。

上記を踏まえ、本基本構想で設定する生活関連施設、生活関連経路、及び重点整備地区を図 3-1 に示す。

表 3-1 生活関連施設の一覧

種別	番号	施設名
旅客施設・駅前広場	1	立場駅（市営地下鉄ブルーライン）
	2	いずみ中央駅（相模鉄道いずみ野線）
	3	立場駅前広場
	4	いずみ中央駅前広場
行政施設	5	泉区総合庁舎
文化施設	6	立場地区センター
	7	泉公会堂
	8	泉区民文化センターテアトルフォンテ
福祉施設	9	いずみ中央地域ケアプラザ
	10	元気かい泉
	11	横浜市泉区社会福祉協議会（泉ふれあいホーム）
	12	泉区地域子育て支援拠点すきっぷ
医療施設	13	横浜市南西部夜間急病センター（泉区休日急患診療所）
	14	医療法人社団昌和会いずみ中央病院
商業施設	15	イトーヨーカ堂立場店（立場駅前ビル）
	16	ヨークマート立場店（立場ショッピングセンター）
	17	いずみ中央ショッピングプラザ「相鉄ライフ」
郵便局	18	中和田郵便局
銀行・信用金庫	19	横浜銀行 和泉支店
	20	横浜信用金庫 和泉支店
	21	横浜信用金庫 いずみ中央支店
	22	JA 横浜和泉支店

表 3-2 生活関連施設の概要

下表に示す施設の概要のとおり、各施設が高齢者、障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であり、かつ、その施設に至る手段が、主にいずみ中央駅・立場駅からの徒歩であると見込まれる施設であることから、生活関連施設に選定する。

種別	番号	生活関連施設に選定した施設	施設の概要
旅客施設・駅前広場	1	立場駅 (市営地下鉄ブルーライン)	・1日平均乗降人員が21,035人の特定旅客施設である。(平成22年度)
	2	いずみ中央駅 (相模鉄道いずみ野線)	・1日平均乗降人員が16,052人の特定旅客施設である。(平成22年度)
	3	立場駅前広場	・立場ターミナルには神奈川中央交通によって10本のバス系統が運行されている。
	4	いずみ中央駅前広場	・いずみ中央駅には神奈川中央交通によって1本のバス系統が運行されている。 ・社会福祉協議会と相鉄ライフが駅に直結しており、テアトルフォンテ、子育て支援拠点すきっぷ、横浜信用金庫等が駅前広場に隣接している。
行政施設	5	泉区総合庁舎	・各種行政サービスに係わる窓口が設置されている。 ・1階に子育て支援スペースや、福祉保健センター、区民ホール、会議室、証明写真、喫茶店、売店があり、区民が気軽に利用できるスペースが設けられている。
文化施設	6	立場地区センター	・3種類の会議室、工芸室、料理室、多目的室、和室、3面の体育室、舞台が備わっている。 ・不特定多数対象の定期的又は一時的なイベント等の開催を行っている。
	7	泉公会堂	・舞台、講堂及びそれに関連する施設のほか、会議室等も備わっている施設である。
	8	泉区民文化センター テアトルフォンテ	・舞台及び関連施設、ギャラリー、創作室、会議室、情報コーナー等の施設を有した文化施設である。 ・様々な公演やイベントを開催している。
福祉施設	9	いずみ中央地域ケアプラザ	・横浜市の委託事業である『地域包括支援センター』と『地域活動交流事業』に加え、介護保険事業として『居宅介護支援事業』や『通所介護・介護予防通所介護』を行っている。 ・地域住民の総合的な福祉相談窓口となっている。
	10	元氣かい泉	・中途障害者が軽作業や生活訓練を通し、体力維持、疾病の予防や仲間との交流、生活圏の拡大などを行い、地域社会での自立した生活をするを目的とした中途障害者地域活動センターである。 ・脳卒中等による後遺症のある方で在宅障害者(概ね40~70歳)が対象であるが、その他社会参加のためのリハビリを希望する方は要個別相談で利用可能である。 ・体力維持、疫病予防や仲間との交流を図るプログラムを豊富に用意している。

種別	番号	生活関連施設に 選定した施設	施設の概要
福祉施設	11	横浜市泉区 社会福祉協議会 (泉ふれあいホーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進を目的にして組織された民間福祉団体である。 ・主に泉区内で自主的に福祉保健活動を行っている団体が、交流・打合せ・研修などの活動に利用できる施設であり、あんしんセンターとして位置づけられている。(団体登録必須) ・施設利用対象者は、福祉・保健活動団体や、高齢者・障害者等の支援団体、あるいは障害者、高齢者である。 ・団体交流室や録音室、点字製作室、多目的研修室などが備わっており、研修室ではイベント等も開催されている。
	12	泉区地域子育て 支援拠点すきっぷ	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の地域子育て支援拠点であり、親子が遊んで交流できる場を提供している。 ・その他に子育てに関する相談、情報提供、ネットワークづくり、人材育成等を行っている。
医療施設	13	横浜市南西部 夜間急病センター (泉区休日急患診療所)	<ul style="list-style-type: none"> ・診療時間は毎夜間午後8時～午前0時であり、内科及び小児科が設けられている。 ・泉区休日急患診療所内に位置している。
	14	医療法人社団昌和会 いずみ中央病院	<ul style="list-style-type: none"> ・診療科目は内科、整形外科、リハビリテーション科である。
商業施設	15	イトーヨーカ堂立場店 (立場駅前ビル)	<ul style="list-style-type: none"> ・日用品、食料品等の物販の他、各種専門店も併設している。
	16	ヨークマート立場店 (立場ショッピングセンター)	
	17	いずみ中央 ショッピングプラザ 「相鉄ライフ」	
郵便局	18	中和田郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便、貯金、ATM、保険の窓口を持つ。
銀行・信用金庫	19	横浜銀行 和泉支店	<ul style="list-style-type: none"> ・口座開設、預金・貯金、ローン、年金・保険などのサービスを提供している。 ・ATMが設置されている。
	20	横浜信用金庫 和泉支店	
	21	横浜信用金庫 いずみ中央支店	
	22	JA 横浜和泉支店	

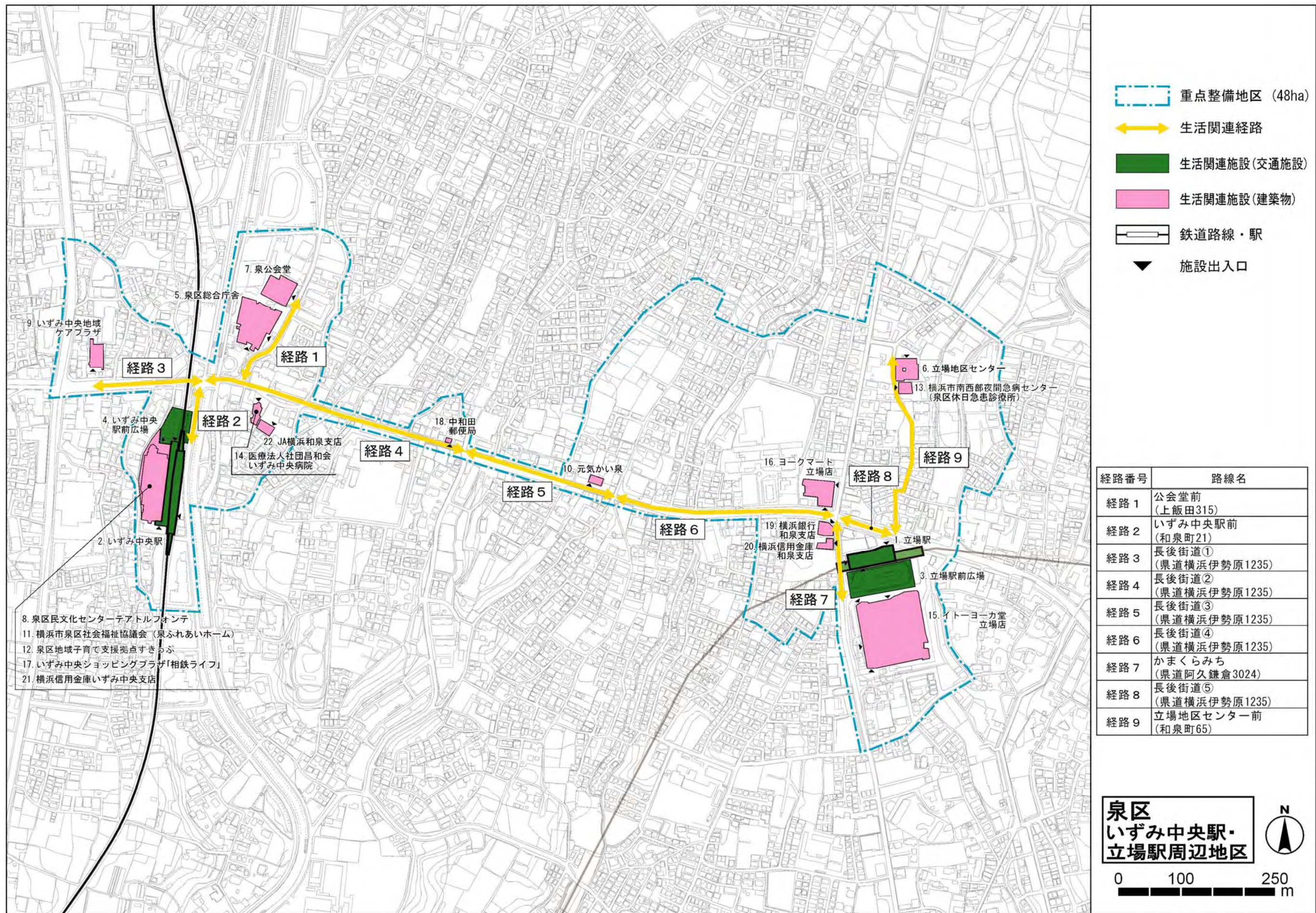


図 3-1 重点整備地区

IV 重点整備地区におけるバリアフリーに関する課題

重点整備地区における経路及び施設の、バリアフリーに関する主な課題を以下に示す。
バリアフリーに関する課題の把握には、「まちあるき点検ワークショップ」、「バリアフリーに関する情報募集」を実施した。

1. 鉄道駅等のバリアフリーに関する課題

- ・案内板や運賃表の文字が小さい。
- ・ホームドアがない。
- ・バスの乗降場の案内がない。
- ・券売機のタッチパネルの高度が高い。

運賃表の文字が小さい



2. 道路等のバリアフリーに関する課題

- ・交差点付近の歩道幅員が狭い。
- ・車両乗入れ部の横断勾配がきつい。
- ・車止めが通行の障害となっている。
- ・歩道に不陸があって歩きにくい。
- ・交差点巻き込み部に視覚障害者用誘導ブロックが敷設されていない。

交差点巻き込み部に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない



3. 交通安全施設等のバリアフリーに関する課題

- ・青信号の時間が短い。
- ・青信号の残り時間がわからない。
- ・自転車横断帯が設置されている分、横断歩道の位置がずれている。

自転車横断帯が設置されている分、横断歩道の位置がずれている。



4. 建築物（生活関連施設）のバリアフリーに関する課題

- ・スロープの縦断勾配がきつい。
- ・駐輪自動車やバイクが邪魔である。
- ・階段の段鼻がわかりにくい。
- ・視覚障害者誘導用ブロック（キャッチブロック）が敷設されていない。

段鼻がわかりにくい



